

広聴特別委員会記録

令和2年10月13日

【開催日】 令和2年10月13日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前10時40分

【出席委員】

委員長	吉永美子	副委員長	中岡英二
委員	伊場勇	委員	奥良秀
委員	水津治	委員	杉本保喜
委員	高松秀樹	委員	中村博行
委員	長谷川知司	委員	宮本政志
委員	森山喜久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【事務局出席者】

事務局長	尾山邦彦	議会事務局主査	島津克則
------	------	---------	------

【付議事項】

- 1 モニター意見について
- 2 その他

午前10時 開会

吉永美子委員長 広聴特別委員会を開催します。付議事項の1点目、モニター意見についてです。7月7日付けで頂きました藤島俊一さん、モニターさんからですが、このことについては、皆様御存じのように、提案を頂いている中、9月定例会が始まる前に説明会を開催したらということで、8月20日、21日、9月10日、3回にわたって開催し、8名のモニターさんに、希望される方に参加いただいております。これは、本来ですと11月末までの御回答でしたが、御要望にお答えする形で開催させていただいておりますので、このことは終わっているという認識でよろしいでしょうか、皆さん。（「はい」と呼ぶ者あり）次の7月14日付で下瀬俊夫さん、モニターさんから頂いている御意見です。まず、議会モニター意見交換会についてということで、公開は議長が必要と認めればいいのかということ。（1）のところは会議公開と議事録公

開は同じものですかというふうにあります、皆さん、事前にお配りしておりますので、読んでいただいていると思いますが、この扱いをどうするかということと、あと、議論をしておきたいと思いますが、御意見ください。よろしくお願ひします。いかがでしょうか。まず、この御意見に対して（１）ですが、いかがでしょうか。こっちから行きますか。高松委員、いかがですか。（発言する者あり）考え中。しばらく時間を置きます。意見がある方は挙手をお願いします。

長谷川知司委員 一応読んできているんですが、また読みますと、内容の理解をもうちょっとしたいので、10分間ほど休憩ということでもいいですか。

吉永美子委員長 皆さんもう一度熟読されますか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは10時15分まで、一旦休憩します。

午前10時5分 休憩

午前10時15分 再開

吉永美子委員長 それでは休憩を閉じまして、広聴特別委員会を再開します。先ほど途中まで議論しております（１）です。会議公開と議事録公開は同じものですかという御意見に対して、皆さん是非御意見を頂ければありがたいです。今回の意見交換会というところが入っていますので。

中岡英二副委員長 （１）なんですが、会議の公開と議事録の公開とありますが、会議とはどの辺りまでを指すのか。私は本会議と委員会と全員協議会、その辺りだけだと思っているんですが、会議の定義を議論したらどうかと思います。

吉永美子委員長 副委員長が言われた会議というのは、定めているのは、本会議、委員会、全員協議会と私も認識していますが、ほかにありますか。

高松秀樹委員 モニターが書かれているとおり、議会基本条例の第5条、議会は本会議のほか、委員会等を原則公開しますということです。原則公開とするのは、ここに書かれているもののみということです。問題となるのは、本会議は分かりますけど、委員会等の「等」は一体何だろうかと

いうところの認識がきちりないと、先に進めないなという気はしています。

吉永美子委員長 今、ちょうど議会基本条例の見直しというところに入っていますが、こういったところの議論はしてないですか。（「今から」と呼ぶ者あり）今からしますね。これを改めて意見交換会をしたことによって、私たちも考えさせられるところがあって、この「等」について、モニターさんの意見を通して、ちょうど今、議会基本条例の見直しというところでされていますので、議論していただくということで、議運を中心としたところで行っていただくという考えはいかがでしょうか。

高松秀樹委員 検証は今進んでいますけど、まだ、条例改正等には至っていないので、今の議会基本条例の中で、これは議論すべきだというふうに思っています。そうすると、この委員会等の「等」は一体何なのかというのは、当時の議会基本条例の委員会の中でも、相当議論をしております。つまりこの「等」に全員協議会を含むか、含まないかということで当時議論があったと思います。もともと含まなかったんですね。含まなかったんですけど、自治法の100条の規定によって、協議の場に全員協議会を設定したはずですよ。うちの会議規則か何かにその旨を記載して、この「等」は、全員協議会まで入るというふうに位置づけをしたと思います。それ以外の会議体は、これに入らないということで、原則公開からは外れるという意味にはなっています。これがまず大原則。そして、このモニターの意見交換会は公開すべきか、そうじゃないのかというところは条文ではうたっていないんです。ここに書いてあるとおり、議長が必要と認めれば公開でいいんじゃないのかという御意見だと思います。そこで、この公開とは一体何なのかというのが1番のところだと思います。公開というのは議事の公開、つまり傍聴に入ったり、ネットで映したりというところ。もう一つが議事録の公開。この二つが地方議会における公開の位置づけになっていると思います。それを踏まえて、議論があればいいのかなという気がしています。

吉永美子委員長 という御意見です。意見交換会を行った中では、非公開という形で行って、会議という位置づけはしていなかったというところはあるんですが、ほかに御意見はありますか。

伊場勇委員 条文でうたわれていない部分ですが、やっぱり「等」というところに柔軟性を持たせたのは、委員会以外にも、全協以外にも、市民に関心が高い事項の協議とか、そういうものは公開なり、議事録もしっかり残すべきじゃないかということで「等」というのを付けたのかなというふうに思ったんです。議長が必要とあればということなんですが、こういった意見交換会も、(2)(3)に入りますけど、委員会で基本的には議事録も作らないというふうに確認しあったところなので、そこが全てじゃないのかなというふうに思っています。

高松秀樹委員 伊場委員の「等」の意味合いは違うんです。何でも入るように「等」を付けたわけではなくて、この「等」は、当時は全員協議会をどうするか。つまり、「等」の前の言葉、本会議と委員会というのは全部法的な裏づけがある会議体なんですよ。全協は、当時は法的な裏づけがなかったんですよ。任意の会だったんですよ。それを、法的な裏づけを持つには自治法の100条の12項でうたってあるように、会議規則で法的な裏づけを全協に持たせたという意味合い。限定的な意味での公開ということ。それと下瀬さんの言われる、そのほかは議長が認めれば、また委員長が委員の議決を取れば、公開でもいいんじゃないのかという意見であれば、そこは正しくそのとおりにかなと思います。もちろん、そのときは公開することによって、どういうことが生じるのかということをよく考えながら、公開する必要がある。だから何でもかんでも公開ということには僕は反対をしています。

杉本保喜委員 今、高松議員が言われました、私も正しくそうだと思います。これについては、議会基本条例の見直しをやっているので、この辺りでもう一度みんなで明らかにして、明確にしておけばいいかなというふうに思います。それから、その他議長が必要と認めたものというものも、この文言もやっぱり、一つは必要ではないかと思います。今後どういう形でどういうものが出てくるか分からないということも含めて、ここは一つ議論する余地を残しておくということも必要だと思います。モニターとの意見交換会、これも全てオープンにするという原則を持つのがいいのかどうかというのは、モニター自身が、実力の差というのは失礼だけれど、いろんな意見の中で、これはオープンにしてもらいたくないよねというようなことも、後で出てくるかもしれないので、その辺りはやはり慎重に公開するというようなことも考えるというようなものも、

やはり、議会基本条例の検討の中で、検討していただければいいんじゃないかなというふうに思います。

高松秀樹委員 もう少し詳しく説明すると、この「等」をどういうふうにしたかというのは、地方自治法の100条の12項に、こうあるんです。議会は会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場を設けることができるというんです。これを根拠にして、山陽小野田市議会の会議規則の166条に、法100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場を別表のとおり設ける。別表があるんです。別表のところに、名称、全員協議会、これで法的裏づけをとって、これを原則公開したということです。だから、今後市議会モニターの説明会もこういうふうにしたいのであれば、会議規則に載せて、それで公開という手順を取れば、これは誰が何と言おうとも公開。公開できないときは秘密会という取扱い。それ以外のときは、ちょうど真ん中辺にあって、委員会議決を取ったり、議長がこれは是非公開すべきだというようなときに公開になるというふうに思っています。

長谷川知司委員 この度の意見交換会というのは別に議案審議でもないと思うんですよね。そういうことであり、この(3)でも書いてありますように、モニターの方の萎縮ということもあると思うんですね。あるいは意見が出にくいということもあるから、公開しない。そして、議事録も作らないというのは、それはそれでモニターさんと意見交換するためには、すごくいいことかなと思っています。結果としては、モニターさんが自由に意見を出された。それは、一つは非公開であり議事録も作らないということもあったと思うんですよね。そういうことで、この度のモニターの意見交換会ということは、委員会ではないんじゃないかという理解しております。

宮本政志委員 ちょっと高松委員と杉本委員が言われたことと、ちょっと違うんですけど、何でもかんでも公開というのは、よろしくないんじゃないかなという意見と、逆に意見交換会だから、前提が非公開ですという決めつけが、少し決めつけも問題になるんじゃないかなと思うんですよね。ですから、1番はその他議長が必要と認めたものということに、やっぱり載っているわけですから、やっぱりその都度その都度、その都度とい

うのもあれかな。ただ、議長がこれを認めるべきか、認めないべきかというところも議論をした上で、公開か非公開かということを決めていく。さもなくば、先ほど高松委員が言われるように、地方自治法の100条12項を御説明されたような、全協の手続を踏んで、公開前提というようなことにするか。その辺りもやっぱり議論していかないと、その都度、こうこうこうで、意見交換会は「等」に入らない。だからイコール非公開というようなところは、少し問題があるんじゃないかなというふうに思いますけど。

高松秀樹委員　そう言われると反論するんですけど、条文、自治法を含めて、会議規則、議会基本条例に書いてある以上、前提は非公開だと思います。その上での話だと思います。下瀬さんが書かれているところで、小さい（1）の2行目に「公的な会議は」と書いてあるんだけど、書き方が非常に微妙で、公的な会議は一体何なのかというのが理解できないと、だって「公的な会議は全て公開が原則ということです」と書いていますよね。公的とは一体何なのか。僕は法の裏づけがある会議と説明したんですけど、公的といったら一体何になるのといったら、恐らくいろんなものが公的な会議となる。当時、議会基本条例では、こういうふうな説明で条文を作ったわけではないんですよ。公的、この前ちょっと事務局に確認したら、議会カフェは議員派遣、つまり公務よね。つまり公務というのは公的な扱い。なら、これは公開なんですよ。傍聴等は自由かもしれませんが、中継があるのか、ないのか。議事録を作成しているか、していないのかを考えると、やっぱり意味合いが変わってくるんだと思うんですよ。そこは今まで柔軟に対応しているはずですよ。だから、法に基づいてやる部分と、そうじゃない部分がうまく具合にかみ合っている状況だと思います。最終的に下瀬さんの答えを言うと、モニターの意見交換会については原則公開に当てはまらない。しかし、委員会の中で、又は議会の同意があって、こういうのを公開すべきよねということであれば、もちろん公開しても差し支えないんですけど、それは一定の議論が要ると思います。下瀬さんはこういうふうに考えられたということだと思います。

吉永美子委員長　こういう形で今、会議の公開という部分では、議論させていただきましたので、議運の委員長がおられますが、これをあえて議運に振るということは必要ないように感じたんですが、よろしいでしょうか。

こちらで、議会基本条例の見直しもして、この「等」というのはどういう位置づけなのかなども含めて、広聴委員会でも、これから先いろんな会議等を行っていくときに、これは、議長が必要と認めたものという形になっていくのかとかいった、そういった議論を今後きちんとしていきたいということで、よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そうさせていただきます。（２）は委員会の決定の中で、非公開になっておりましたので、そういうお答えでよろしいですか。委員会の中で決定しています。企画部会が作られた企画書の中の右の上に「非公開」ということで、これは委員の皆さんが同意されての非公開となっています。

高松秀樹委員 今、委員長は委員会の中で非公開を決定されましたと言いましたよね。

吉永美子委員長 はい。

高松秀樹委員 恐らくそうじゃなくて、これそのものが非公開なんですよ。だからそういう言い方じゃなくて、公開するときに限って公開を決定するということになると思います。非公開をわざわざ全部決定する必要はないと思います。

吉永美子委員長 言われる意味は分かりました。非公開ということで、いわゆる公開はしないということでやっていますということです。（３）ですが、これも同じですね。よろしいですね、同じということで。次の意見交換会の運営について、委員長が受け答えするだけでは意見交換会になりませんという、皆さん御意見ありますか。確かに私が司会をして、まとめる形でさせていただいたのは事実です。たしかあのときに、委員の皆さんからも発言がほしいと言われて、一人一人発言をしてほしいような雰囲気のことを言われたんですが、皆さん私が言ったことで、何かあれば委員の皆さんに言っていただいたらという形で、なければ、これが委員会としての考えですという形でたしか私が発言した記憶があります。運営が改善される必要があるのではないかというふうに言われています。

中村博行委員 前回の意見交換会では、確かに委員長が主導されたという感じは否めないという感じがしております。その前のときの意見交換会というのは、結構各委員が意見を言う場があったように記憶しております。

だから、そういうふうな形態になるような意見交換会であればいいのではないかなという気がしました。今回はほとんど、書いてあるとおり、実際に委員長がほとんど主導されて、答弁も一人でされた。それに異議があればほかの委員の方も言うて下さいというような進め方だったと思うんですけども、そういうふうな形にならないような、11人の委員がいれば、それぞれ意見が述べられるようなやり取り、そういうものができるような形態にしたらいいのではないかなという気がします。

宮本政志委員 私は逆で、この意見交換会の進行というのは企画のほうが考えて、別段、あのときは委員長以外の委員が意見を述べられない環境ではなかったと思います。ですから、委員会でもそうですし、ああいう場でもそうですけど、議員なんですから、どんどん意見を、自分が手を挙げて言えばいいだけの話であって、言いやすい環境を作るとかという必要はないと思います。これはそれぞれの委員が真摯に受け止めて、資質向上に努めて、どんどん意見があれば、やっぱり意見交換ですから、意見を言うていく方向だけでいいと思います。別段、この間の委員長の運びに問題点はなかったと思います。

中村博行委員 問題があるじゃなくて、結局この間のような形態であれば、委員長が答えて、それで終わりというような形になっていると思うんですよ。(発言する者あり) あればということですね。言おうと思えば言えるというけれど、委員長が答えられて、それ以上のものはなかったと思うんですよ。だから言えなかった。ああいう形態ではなくて、もっと幅広く、皆が意見を、幾つかの項目を設けて、言えるようなやりとりが若干でもできるような形の進行といいますか、そういうふうな形態が望ましいんじゃないかなという意味合いです。

森山喜久委員 この前の意見交換会で私が感じたのは、実際ちょっと委員長が司会進行をして、委員長が答えたかなというふうなところがあったんで、実際の司会進行を、例えば企画部会のほうに任せるとか、副委員長が進めるとか、そういった形で、幾らかでも任務分担をする中でやっていったら、もう少しスムーズだったのかなというふうにちょっと感じました。

高松秀樹委員 ちょっと我々もいけんやったなという気がしています。僕も一言もしゃべってないんかな。おらんでもよかったなあという気がしなが

ら、それは間違いな意見なんで、積極的に手を挙げるべきだったと思います。でも、2点目として、やっぱり委員長が先に答えられるんで、できれば委員長が答えずに、本当は、さあ委員の皆さんどうですかと、でも委員長は委員の皆さんが誰も手を挙げないから、最後は自分が答えるという手法を取られたと思うので、やはり責任は我々側にあって、ちゃんと答えなければいけなかったなど。でも、我々もちょっと出席人数が多過ぎて、みんな人の顔を見ながら、状況を見たというのがあるんで、これを反省点にして、今後このようなことがあれば、積極的に発言をしていきたいなというふうに思います。

中岡英二副委員長 私も前回の会議では一言も言わなかったもので、まず、自分で反省しております。それと会議の進め方、先ほど森山さんが言われたように、委員長が答えられるというのが多かったと思うんですが、やはり司会等は、先ほど言われたように副委員長がするか、企画の方がやってみるのも一つだと思います。そういう会議の進行の仕方も考えたほうがいいんじゃないかなと思います。

吉永美子委員長 ほかにありますか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）次のコロナ対策です。主催者の自覚があるのですかということ、これは正しく言われたときに、なぜ検温とかも置かないんですかということと言われたのを記憶していて、そのときに、こちらがやりますよ、どうですかと呼び掛けているのに、何の対策もなかったなというふうに思いました。これは本当に反省したところ、これについて今はチェックをちゃんとしていますので、御指摘のとおりということです。今はできていますから、検温もしてということをやっていますので、あれから先はできましたので、いい御意見ですということは間違いのないと思います。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）次の傍聴の自粛、張り紙だけでいいのかというふうにあって、張り紙がされています。だから市民を強制的に止めることはできないときに消毒液、マスク、体温測定用のサーモグラフィ等は用意が必要ではないかということ、これも似た感じではありますけども、消毒液は置いていて、マスクは個人のお願ひということになりますし、体温は測定していますので、張り紙だけではなく、できることをしていますということになると思うんですが、事務局が何か言いたそうです。

島津議会事務局主査 マスクについても一応事務局で傍聴者用に、持ってこられていなかったとき用のマスクは準備しています。

吉永美子委員長 準備しているそうです。

宮本政志委員 体温測定用のサーモグラフィというのは用意できないのか。

島津議会事務局主査 そこまではありませんので、今は非接触型の体温計で対応しています。

吉永美子委員長 何かしらの取組を、できることをやっているということは間違いないと思います。サーモグラフィまでは、やっぱりなかなか、お金が掛かりますから、たくさんそろえないといけなくなりますので。では、これでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）その他、皆さんのほうからありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようですので、これで本日の広聴特別委員会を閉じます。

午前10時40分 散会

令和2年10月13日

広聴特別委員長 吉 永 美 子